

高岡法科大学 公的研究費不正防止計画

平成 21 年 11 月 1 日施行

高岡法科大学（以下、本学）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学省決定）を踏まえ、「高岡法科大学 公的研究費事務取扱規則」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」より	不正発生要因	不正防止計画
1．学内の責任体系の明確化	<p>公的研究費の学内における責任体系が明確でない。</p> <p>異動等による責任者の交代により、後任者が十分な認識を有していない。</p> <p>時間の経過によって、学内での認識が低下している。</p>	<p>異動等が発生した場合、十分な引継ぎを実施。</p> <p>学内における責任体系を HP 上で学内外に公開し、教授会や事務局会議を利用して常に周知。</p>
2．適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	<p>研究費の使用ルールや行動規範に関する理解が不足している。</p> <p>使用ルールと運用が乖離している。</p> <p>職務権限に応じた行動規範が示されていない。</p> <p>公的資金であるという意識が希薄である。</p>	<p>現在、整備・明文化に努めている事務処理手続きのルール等を早急に構築し、教授会・事務局会議の場において、周知を図る。また、行動規範等、現行の就業規則等にて明文化されているものについては、引き続き周知徹底を図っていく。</p>
3．不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	<p>不正の発生要因がどこに潜在しているのか把握できていない。</p> <p>不正防止計画が策定されていない。</p> <p>不正防止計画を推進・実施する部署が定められていない。</p>	<p>他大学の事例の収集を行い、本計画を定期的に改善していく。</p> <p>「高岡法科大学公的研究費事務取扱規則」において、不正防止の推進機関として、最高管理責任者たる学長を長とする「不正防止計画推進室」を定めている。</p>

項目 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」より	不正発生要因	不正防止計画
4．研究費の適正な運営・管理活動	<p>予算執行状況が把握できていない。</p> <p>研究者と業者の関係が密接になる。</p> <p>発注・検収業務において、当事者以外がチェックを行わない。</p> <p>不正な取引を行った業者に対する扱いが明確でない。</p>	<p>定期的に予算執行状況を把握し、計画との大幅な乖離が生じている場合は、是正の指導を行う。</p> <p>発注・検収業務に第三者である事務職員を介在させる。</p> <p>業者に対し、不正な取引があった場合の処分方針の周知徹底を図っていく。</p>
5．情報の伝達を確保する体制の確立	<p>競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、通報（告発）を受け付ける窓口がない。</p>	<p>競争的資金等の使用に係るルールに関する学内外からの相談受付窓口には、最高管理責任者たる学長の直属部署たる学長室が、研究者及び事務職員からの公的研究費の不正使用や不正経理等に関する通報（告発）の受付窓口には管理課をそれぞれ充てている。</p>
6．モニタリングの在り方	<p>機関全体の視点からのモニタリング及び監査制度が整備されていない。</p>	<p>最高管理責任者たる学長が長を務める不正防止計画推進室の指導の下、関係各課が連携してモニタリング等を行っている。</p>